

令和 8 年第 2 回定例会

新 郷 村 議 会 会 議 録

令和 8 年 6 月 1 日 開会

令和 8 年 6 月 5 日 閉会

新 郷 村 議 会

令和 8 年第 2 回新郷村議会定例会会議録目次

諸般の報告（令和 8 年第 1 回議会定例会閉会（2 月 2 6 日）後）	1
会期日程	3

第 1 号（6 月 1 日）

議事日程	5
本日の会議に付した事件	5
出席議員	6
欠席議員	6
地方自治法第 1 2 1 条の規定による者の職氏名	6
職務のため出席した者の氏名	6
開会の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
報告第 1 号、報告第 2 号、議案第 2 9 号から議案第 3 8 号までの上程、説明	8
報告について	1 1
議案第 2 9 号の採決	1 1
散会の宣告	1 2

第 2 号（6 月 4 日）

議事日程	1 3
本日の会議に付した事件	1 3
出席議員	1 3
欠席議員	1 3
地方自治法第 1 2 1 条の規定による者の職氏名	1 3
職務のため出席した者の氏名	1 4
開議の宣告	1 5
一般質問	1 5
稲 葉 嘉 浩 君	1 5

滝 沢 仁 君	1 8
散会の宣告	2 7

第 3 号（6月5日）

議事日程	2 9
本日の会議に付した事件	2 9
出席議員	2 9
欠席議員	3 0
地方自治法第 1 2 1 条の規定による者の職氏名	3 0
職務のため出席した者の氏名	3 0
開議の宣告	3 1
議案第 3 0 号の質疑、討論、採決	3 1
議案第 3 1 号の質疑、討論、採決	3 1
議案第 3 2 号の質疑、討論、採決	3 2
議案第 3 3 号の質疑、討論、採決	3 3
議案第 3 4 号の質疑、討論、採決	3 3
議案第 3 5 号の質疑、討論、採決	3 4
議案第 3 6 号の質疑、討論、採決	3 4
議案第 3 7 号の質疑、討論、採決	3 5
議案第 3 8 号の質疑、討論、採決	3 6
議案第 3 9 号の上程、説明	3 6
議案第 3 9 号の採決	3 7
委員会の閉会中の継続調査について	3 7
村長挨拶	3 7
閉会の宣告	3 8
署名議員	3 9

諸般の報告（令和８年第１回議会定例会（令和８年２月２６日）後）

令和８年６月１日（月）

◎ 議決結果の報告

- ３月６日、令和８年第１回議会定例会の議決を経た議案を、地方自治法第１６条第１項、第１２３条第４項及び第２１９条第１項の規定により村長に送付。

◎ 監査の報告受理

- ３月１９日、４月２０日及び５月１９日、監査委員から例月出納検査の報告を受理。

◎ 系統議長会関係

- ２月２７日、青森県町村議会議長会定期総会出席。
- ５月２１日、三戸郡町村議会議長会臨時総会出席。
- ５月２６日、全国町村議会議長副議長研修会（東京国際フォーラム）出席。

◎ 議員派遣の報告

- ３月１８日、五戸地区議会議員協議会役員会に出席した議員から、次のとおり報告を受理。

日 時 令和８年３月１８日

場 所 五戸町

目 的 五戸地区議会議員協議会主催による役員会

派遣議員 横道一男、滝沢 仁、村岡和俊

- ４月２４日、五戸地区議会議員協議会定時総会・研修会に出席した議員から、次のとおり報告を受理。

日 時 令和８年４月２４日

場 所 新郷村

目 的 五戸地区議会議員協議会主催による総会及び研修会

派遣議員 横道一男、滝沢 仁、福山恵一郎、村岡和俊、才神幸男、稲葉嘉浩、佐藤泰司

- ５月２０日、町村議会広報研修会に出席した議員から、次のとおり報告を受理。

日 時 令和８年５月２０日

場 所 青森市

目 的 県町村議会議長会主催による議会広報研修会

派遣議員 稲葉嘉浩

- 5月27日、全国議長・副議長研修会に出席した議員から、次のとおり報告を受理。

日 時 令和8年5月26日

場 所 東京都

目 的 全国町村議会議長会主催による研修会

派遣議員 滝沢 仁

会 期 日 程

令和 8 年第 2 回新郷村議会定例会会期日程

月 日	曜日	種 別	内 容	開議時間
6 月 1 日	月	本会議	議案一括上程、提案理由説明	午前 1 0 時
6 月 2 日	火	委員会	各委員会	午前 9 時
6 月 3 日	水	休 会	議案熟考	
6 月 4 日	木	本会議	一般質問	午前 1 0 時
6 月 5 日	金	本会議	議案審議	午前 1 0 時

第 1 日 (6 月 1 日)

令和 8 年第 2 回新郷村議会定例会

令和 8 年 6 月 1 日（月曜日）午前 10 時 02 分開会

議事日程（第 1 号）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 報告第 1 号、報告第 2 号、議案第 29 号から議案第 38 号まで（村長提出・提案理由説明）

日程第 4 報告第 1 号 出資法人の決算状況の報告について

「一般財団法人 新郷村ふるさと活性化公社」

報告第 2 号 令和 7 年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

日程第 5 議案第 29 号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

本日の会議に付した事件

報告第 1 号 出資法人の決算状況の報告について

「一般財団法人 新郷村ふるさと活性化公社」

報告第 2 号 令和 7 年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

議案第 29 号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 30 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

「令和 7 年度新郷村一般会計補正予算（第 10 号）」

議案第 31 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて

「令和 7 年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第 5 号）」

議案第 32 号 新郷村火入れに関する条例の一部を改正する条例案について

議案第 33 号 新郷村税条例の一部を改正する条例案について

議案第 34 号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

議案第 35 号 新郷村介護保険条例の一部を改正する条例案について

議案第 36 号 令和 8 年度新郷村一般会計補正予算（第 1 号）案について

議案第 37 号 令和 8 年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案について

議案第38号 令和8年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第1号）案について

出席議員（7名）

2番	佐藤泰司君	3番	稲葉嘉浩君
4番	才神幸男君	5番	横道一男君
6番	村岡和俊君	7番	滝沢仁君
8番	福山恵一郎君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村長	佐藤和友君	副村長	横田堅悦君
教育長	今井裕一君	総務課長	横道敏克君
会計管理者	中鶴間淳子君	企画商工課長	松原健夫君
農林課長 兼農業委員会 事務局長	高見憲一君	建設課長	福山鋼蔵君
税務課長	前山艶子君	住民課長	平葭美幸君
厚生課長	保土沢京子君	診療所事務長	長峯満君
教育委員会 総務課長	横沢幸治君		

職務のため出席した者の氏名

議事 事務局 会長	福山徹君	主幹	山岸夏海君
-----------------	------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（横道一男君） 定足数に達していますので、令和8年第2回新郷村議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

これから諸般の報告をいたします。

報告事項については、お手元に配付した資料のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前10時02分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（横道一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、滝沢仁君、佐藤泰司君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（横道一男君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の日程等については、議会運営委員会の審議の結果、お手元に配付のとおりですが、この際、議会運営委員長から報告を求めます。

委員長、稲葉嘉浩君。

○議会運営委員長（稲葉嘉浩君） おはようございます。ご報告いたします。

議会運営委員会において審議した結果は、お手元に配付してあります会期日程表のとおりであります。本日から6月5日までの5日間といたします。

以上、報告を終わります。

○議長（横道一男君） ただいまの委員長の報告のとおり決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月5日までの5日間と決

定いたしました。

◎報告第1号、報告第2号、議案第29号から議案第38号までの上程、説明

○議長（横道一男君） 日程第3、報告第1号、報告第2号、議案第29号から議案第38号までの議案10件を一括上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（佐藤和友君） おはようございます。

令和8年第2回新郷村議会定例会提案のご説明を申し上げます。

本日ここに、令和8年第2回新郷村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙の折、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げるとともに、本定例会に提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと思っております。

このたび、村の高校生の通学支援策の八戸駅行き登校バスのトライアル運行をスタートさせました。保護者からの感想といたしましては、朝だけでも大変助かるという意見をいただいております。そして、自分も初日に同乗しましたが、通学の子供たちが車内で楽しそうにおしゃべりしておりました。今後は、継続できる村の事業として、バランス、本格運行への情報収集、手続等の準備をまいります。

さて、昨年8月、大雨によって通行止めになっておりました国道454号でございますが、片道通行ではあるものの、田子、秋田、十和田湖、津軽との相互通行が可能となりました。アクセスが改善され、村の交通量、観光客の増加により、経済的にもよい方向にいくと考えておりますので、これを契機に村経済の発展のため、全力で取り組んでまいり所存でございます。

一方、イラン情勢の悪化による原油高、ナフサ関連の問題、中小企業の経営悪化、農業資材等の価格上昇や供給バランスの問題などが現在発生しております。また、政府は夏の節電要請はしないとしておりますが、6月には電気、ガスともに値上げの見通しということでもありますので、今後とも情勢に注視しながら、村民の安定した生活の確保のため取り組んでまいります。

次に、村の基幹産業である農林業でございますが、今年の米価は、昨年度米の在庫の状況や、全国的に主食用米が需要超過となっている状況から、政府によると値下がるの可能性も否定できずとの報道もあり、注意していかなければなりません。動向を踏まえ、生産者への支援も検討してまいります。

郷のきみのハイブランド化に向けては、県、知事とも情報共有しており、現在、生産者、行政、県と連携して推進しております。

現在、全国的に喫緊の課題となっておりますのが熊出没増でございます。人身被害、緊急銃猟の実施など、人間の生活を脅かす大問題となっており、昨年より件数及び被害者数は大幅に増加しております。幸い、当村では人身被害等は発生しておりませんが、引き続き関係機関と連携を図り、対策を講じてまいります。

また、鳥獣被害全体では、本村では特にイノシシによる農地、農作物への被害が増加しております。村民の安全、生命、財産、経済活動を守っていくためにも、鳥獣被害対策の強化は最重要課題と考えておりますので、全力で推進していく所存でございます。

３月３０日には、弘前大学様と連携協力に関する協定を締結させていただきました。これからチームとして、新郷村を世界一ウェルビーイングな村にすべく課題に取り組んでまいります。皆様におかれましては、何とぞご理解の上、なお一層のお力添えをいただけますようお願い申し上げます。

それでは、提案いたしました報告２件、議案１０件についてご説明申し上げます。

報告第１号 出資法人の決算状況の報告については、地方自治法第２４３条の３第２項による出資法人である一般財団法人新郷村ふるさと活性化公社の経営状況を報告するものであります。

報告については、お手元の資料のとおりでございますので、ご報告させていただきます。

報告第２号 令和７年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定による令和７年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告であります。

報告については、お手元の資料のとおりでございますので、ご報告とさせていただきます。

議案第２９号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、現委員の任期が令和８年６月１９日をもって満了するので、後任の委員の任命について同意を求めるため提案するものであります。

議案第３０号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてでございますが、令和７年度新郷村一般会計補正予算（第１０号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４，９９４万８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３０億１，１７４万５千円といたしました。

歳入の主なる内容は、１０款地方交付税で６，９９９万３千円、１６款財産収入で１３４万

2千円をそれぞれ追加し、17款寄附金で1,368万7千円、21款村債で770万円をそれぞれ減額しております。

歳出の主な内容は、2款総務費で財政調整基金他積立金4,654万3千円、3款民生費で地域福祉基金積立金63万円、6款農林水産業費で農林業振興基金積立金他230万4千円、10款教育費で、教育振興基金積立金47万円をそれぞれ追加しております。

議案第31号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてでございますが、令和7年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第5号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,454万4千円といたしました。

議案第32号 新郷村火入れに関する条例の一部を改正する条例案については、火入れの中止に係る要件について、所要の改正をするため提案するものでございます。

議案第33号 新郷村税条例の一部を改正する条例案については、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令が原則として令和8年4月1日から施行されたことに伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

議案第34号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、国民健康保険法施行令及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものであります。

議案第35号 新郷村介護保険条例の一部を改正する条例案については、令和7年度税制改正における給与所得控除の見直しに伴い、介護保険法施行令の一部改正が行われたことを受け、本条例の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

議案第36号 令和8年度新郷村一般会計補正予算（第1号）案についてでございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,477万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億1,346万2千円といたしました。

歳入の主な内容は、15款県支出金で271万5千円、18款繰入金で5,624万4千円、20款諸収入で1,581万7千円をそれぞれ追加しております。

歳出の主な内容は、2款総務費、7項企画振興費でガバメントクラウドシステム利用料600万円、光ケーブル工事請負費1,581万7千円、3款民生費、2項児童福祉費で、保育料無償化事業100万円、4款衛生費、2項水道費で工事請負費200万円、6款農林水産業費、2項林業費で林道開設工事等100万円をそれぞれ追加しております。

以上が、令和８年度新郷村一般会計補正予算（第１号）案の概要でございます。

議案第３７号 令和８年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３２３万３千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３億５，０９９万２千円といたしました。

議案第３８号 令和８年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第１号）案についてであります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８５５万７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４億８，６１６万３千円といたしました。

以上、提案いたしました議案について、その概要をご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い質問に応じ、本職をはじめ関係者から詳細にご説明申し上げたいと思いますので、何とぞご慎重ご審議の上、原案どおりご承認、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、字句、数値等の読み間違いについては、議長においてご訂正くださるようお願い申し上げます。

令和８年６月１日、新郷村長、佐藤和友。

◎報告について

○議長（横道一男君） 日程第４、報告第１号 出資法人の決算状況の報告について「一般財団法人 新郷村ふるさと活性化公社」、報告第２号 令和７年度新郷村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告については報告事項であります。内容については、提案説明の際に報告されております。ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎議案第２９号の採決

○議長（横道一男君） 日程第５、議案第２９号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第２９号 新郷村教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、こ

れに同意することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（横道一男君） 以上をもって本日の議事日程は終了しました。

来る6月4日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時21分）

第 2 日 (6 月 4 日)

令和8年第2回新郷村議会定例会

令和8年6月4日（木曜日）午前10時00分開議

議事日程（第2号）

日程第 1 一般質問

稲葉嘉浩君

滝沢 仁君

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

出席議員（6名）

2番 佐藤泰司君

3番 稲葉嘉浩君

4番 才神幸男君

5番 横道一男君

7番 滝沢 仁君

8番 福山 恵一郎君

欠席議員（1名）

6番 村岡和俊君

地方自治法第121条の規定による者の職氏名

村 長 佐藤和友君

副 村 長

横田堅悦君

教 育 長 今井裕一君

総務課長

横道敏克君

会計管理者 中鶴間 淳子君

企画商工課長
観光課長

松原健夫君

農林課長
兼農業委員会
事務局 高見 憲一君

建設課長

福山 鋼蔵君

税務課長 前山 艶子君

住民課長

平 菫 美幸君

厚生課長 保土沢 京子君

診療所事務長

長 峯 満君

教育委員会
総務課長 横 沢 幸治君

職務のため出席した者の氏名

議 務 局 会 長 福 山 徹 君 主 幹 山 岸 夏 海 君

◎開議の宣告

○議長（横道一男君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前 10 時 00 分）

◎一般質問

○議長（横道一男君） 日程第 1、一般質問を行います。

質問の回数は 3 回までとし、質問者並びに答弁者は簡潔明瞭にご発言願います。また、通告外の質問は行わないようにお願いいたします。

◇ 稲 葉 嘉 浩 君

○議長（横道一男君） これから、通告順により、順次発言を許します。

3 番、稲葉嘉浩君。

○3 番（稲葉嘉浩君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

新郷村の中心商店街は、人口減少や各商店経営者の高齢化、また後継者不在により、営業する店舗が年々少なくなり、それに伴う買物客の減少により、以前のような活気が失われております。

このたび、幸い青森県信用組合様のご厚意により、中心商店街のど真ん中、一等地にある旧店舗の新郷村への譲渡がなされました。これを機会に、ぜひ中心商店街の再生と地域の活性化を図るべきだと考えます。そこで、村所有施設である旧青森県信用組合及び和の家の現状と今後の活用についてお聞きいたします。

令和 8 年 3 月 3 日、青森県信用組合より新郷村に無償譲渡された旧青森県信用組合三戸支店戸来出張所の土地建物について、また平成 24 年 11 月に冬季コミュニティハウスとしてオープンした新郷村和の家について、それぞれの現状と村中心部にある両施設を今後どのように有効活用していくのか、村長の考えをお伺いいたします。

なお、再質問は自席からさせていただきます。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（佐藤和友君） おはようございます。

3 番、稲葉議員の旧青森県信用組合及び和の家の現状と今後についてお答えいたします。

まず、両施設の現状でございますが、旧青森県信用組合の土地及び建物は、本年3月3日に村の活性化に活用いただきたいと寄附採納を受け、同月23日に所有権移転をしております。

トイレ、台所等の水回りはリフォーム済みではありますが、床や壁、天井については一部改修が必要となる状態となっております。

次に、和の家についてでございますが、平成24年度に各種講習及び生きがい活動、冬季間における居室の提供等を目的に開設しております。開設後、生きがい活動としては農協女性部の踊りの練習、ゲートボール愛好会の集会、詩吟愛好会等の利用実績がございました。

冬季共同生活の家としては、毎年2、3名の利用がございましたが、平成29年度を最後に利用者はございません。

令和2年度から、新型コロナウイルス対策のため開設は行わず、予防接種の待機所、休憩所としております。

その後、令和4年度からは利用実績がないため、別の活用を検討いたしましたが、平成24年度の開設の際、県の補助金により改修工事を行っているため、減価償却期間内は用途を変更できない状況となっております。

なお、償却期間は、本年8月末までとなっております。

次に、今後についてでございますが、現時点におきましては、6月15日に近隣の常会長、観光協会会長、建設業協会会長をはじめ、関係者の皆様に現地を視察いただくこととしております。その後、今後の利活用の方向性について意見交換を行い、地域の皆様や関係団体から幅広く意見を伺うこととしております。

村といたしましては、そうしたご意見等を踏まえながら、地域活性化や住民サービスの向上につながる具体的な活用方法について、今後、協議検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、稲葉議員への答弁といたします。

○議長（横道一男君） 3 番。

○3 番（稲葉嘉浩君） 旧青森県信用組合の建物についてですが、改修費用については活用方法によって変わってくると思いますが、あまり費用をかけずに長期間利用できる施設にしたいと思います。

今後、利用内容については、地域の方とかいろいろな方と協議しながら進めていくということなんですが、今の時点で、村長が考える利用法として考えているものを、もしあれば詳しく

お聞かせいただきたいと思います。

また、和の家のほうですが、今後どのように使う予定というか、どのようにしていくべきなのか、村長は今、答弁にはなかったと思いますので、改修とか改装とかも必要になってくと思うんですが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（佐藤和友君） 稲葉議員の質問にお答えいたします。

まず、県信用の使用方法につきましては、まずは公共性の高い活用、基本的には村民の方が喜ぶもの、まずは集まる、楽しむ、学ぶ、売る、休む、年齢層問わずの利用しやすい、そして子供たちも遊ぶところがないとか、そういうことも聞いておりますので、その辺も考えながら方向性を決めていきたい。まずは今回、皆さんの意見を聞きながら方向性をまとめていって決めていきたいと、そう思っております。

また、もう一つは和の家なんですけど、私も和の家の中のほうを確認しに行きましたけれども、和の家のほうは結構部屋も広くて、エアコン暖房もきちんと完備されておりまして、台所も共同で、これしっかり使えば、もともとは人が住んだりしていた場所ですので、本当に活用法はあると思います。

新郷村は、やはりこれも皆さんの意見聞きたいと思いますが、今、新郷村に現実足りていないのは、やはり泊まる場所とか、そういうところが足りないと、そう思っております。そこを、また同じようなあれになりますけれども、皆さんの意見聞きながら使い方を決めていきたいと、そう思っております。

以上です。

○議長（横道一男君） 3 番。

○3 番（稲葉嘉浩君） 旧青森県信用組合については、村長の考えのとおり地域の人や団体が集まり、話し合い、活動、交流を行うためのベースとなる場所にしていきたいと思います。

地域イベントやサロン、子供高齢者の居場所などの会場として、また地域情報の受発信拠点や窓口となる地域づくり活動拠点として、地域再生と新郷村商店街の再生の核となる施設になることを望みます。

最後に1つ質問します。以前、高校通学バスの運行に当たって、みずばしょう号を含む新郷村の交通網全体を担うとおっしゃっていましたが、商店街の中心にある今回の旧青森県信用組合の施設については、人が集まるという意味において、バスの待合室機能も備えたほうがいいと思いますが、その点、村長はどう思いますか。

○議長（横道一男君） これは要旨にないような質問ですけれども、答弁できなければしくてもいいし、できればどちらでも村長の判断に任せます。

村長。

○村長（佐藤和友君） ただいまの稲葉議員の質問にお答えいたします。

県信用の建屋の使い方につきましては、まだそこまで深く利用方法はまず考えていませんでしたが、多分いろんな使い方がこれから出てくると思いますので、それを踏まえて議員がおっしゃった待合室機能等も、それも一つのご意見として伺っておきたいと、そう思っております。

○議長（横道一男君） 以上で、稲葉嘉浩君の一般質問を終わります。

◇ 滝 沢 仁 君

○議長（横道一男君） 次に、滝沢仁君の発言を許します。

7 番、滝沢仁君。

○7 番（滝沢 仁君） おはようございます。

議長のお許しが出たので、一般質問に入らせていただきます。

村長も、今定例会で就任から1年を迎え、公約の目玉であった高校通学バスが4月から運行され、私のもとにもたくさん、よくやったと意見、村内外から寄せられております。また、村民の方とこの前話をしたら、役場に行ったらすごく雰囲気が明るくなったと、大変うれしい言葉をかけてもらいました。これからも、村長はじめ三役、また職員の方々にも、活気のある村づくりをしてもらいたいと思っております。

通告にあります一般財団法人新郷村ふるさと活性化公社について質問しようと思いますが、私ごとですが、先日亡くなった三八森林組合組合長の中田博文氏とも、組合のことも、彼もこの公社に一時期入って経営改善をせよと言われて入ったときがありまして、それをできずに終わったと。それで、何度も組合に行き、その後についていろいろ相談等してまいりました。

そして、私の記憶では5月18日か19日だったと思いますが、また組合に出向き、ちょっと相談したいことがあるのでということで話をしたときに、彼はもう自分の命も尽きるの分かっていたのに、その中でちゃんと立て直してと、頑張れよという言葉をかけてくれました。企業とはこういうものだ、いろいろ彼の経験を聞きながら帰ってきたところですが、まさかこういうふうになるとは思わず、これからもまだ相談できる人かなと思っていましたが残念ながら亡くなり、今日、これからまだ葬式もありますが、彼の思いも酌んで、また私に残した言葉として、しっかりこれは立て直していつてもらいたいと思ひまして、質問をさせていただきます。

す。

一般財団法人新郷村ふるさと活性化公社についてですが、毎年、一般財源から4,000万超の繰り出しがあります。前、櫻井村長の時代から幾度となく指摘をしてきましたが、前村長は検討するという答弁ばかりで一向に改善されませんでした。先ほどの話とかぶるようですが、佐藤村長も就任から1年がたって、内情を把握してきたかと思います。経営改善をしようとしているのか、村長から伺います。

2点目、鳥獣被害対策についてでございます。

これも私、もう何回目でしょうか、3回、4回、これを一般質問してきました。確かに、そのたびには改善されているような気がしますが、それ以上に被害が増えてきていると。対策が追いついていないというのが今までの現状であるかと思います。幸い、人的被害はなかったようには、最近はないように思っておりましたが、実は熊に襲われたという方がいて、その人は去年、何もほかには言わないで済んだという事例もあります。村の生命、財産、これを守るためにも、これは本当に大事なことだと思いますので、このことについてもまた質問させていただきます。

昨年は、いろいろ鳥獣被害見られました。当村では農作物の被害があり、他町村では人的被害もありました。今後、どのように対策していくのか、村長と担当課長からお伺いします。

以上、再質問は自席にてさせていただきます。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（佐藤和友君） 7番、滝沢議員の一般財団法人新郷村ふるさと活性化公社の経営改善についてお答えいたします。

一般財団法人新郷村ふるさと活性化公社の経営改善につきましては、これまでも様々なご指摘をいただいているところであり、村といたしましても経営改善は重要な課題だと認識しております。

これまで、運営面について新郷村ふるさと活性化公社側に任せる部分が多かった状況にありましたが、現在は役場理事が毎月月初めに事務局と当月の事業計画の共有を行い、月末には伝票等の確認をし、収支状況や経費内容を精査しながら問題点の抽出と改善に向けた指導、助言を行うこととしております。

また、経営状況をより的確に把握し、持続可能な運営につなげていくため、令和2年度に策定した経営改善計画についても、現状に即した内容となるよう改めて見直しを進め、新たな経営改善計画の策定に取り組んでまいります。

今後におきましては、経費削減や業務の効率化に加え、施設利用者の確保やサービス向上なども含め、経営全体を総合的に検証しながら、村としても新郷村ふるさと活性化公社と連携し、改善に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、滝沢議員の質問の鳥獣被害対策についてお答えいたします。

近年における有害鳥獣における農林水産業の被害並びに住民の生活環境への影響は、地域の活力や安全・安心を脅かす極めて深刻な課題であると認識しております。

丹精込めて育てられた農作物が荒らされる被害や、人里近くへの出没情報を耳にするたび、私も深い危機感を抱いており、この問題への対応は一刻の猶予も許されないと考えております。

そこで、今後の鳥獣被害対策については、我が村の最優先課題の一つとして位置づけ、全庁を挙げて強力に推進します。

本年度は、鳥獣被害対策の専任担当として、新たに会計年度職員1名を採用いたしました。これにより、現場のニーズや出没情報に対して、これまで以上に迅速かつきめ細かく動ける体制を整えたところでございます。

財政面におきましても、昨年度から予算枠を大きく拡大いたしました。各種補助事業につきましても、より多くの住民の皆様が活用できるよう、その対象範囲を広げて対策を講じることとしております。

今後の状況変化に応じ、当初予算の枠にとどまることなく、必要であれば速やかに補正予算を編成し、対策を講じる所存です。

なお、今年度実施する具体的な事業計画や対策の詳細につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長（横道一男君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高見憲一君） 私からは、鳥獣被害対策の具体的な事業計画とその詳細についてお答えいたします。

まず、緊急時における迅速かつ安全な対応体制を構築するため、今年度は緊急銃猟実施マニュアルの策定を進めております。

さらに、隣接する五戸町や関係機関と連携し、万一の事態に備えた机上訓練及び実地訓練を共同で実施する計画であり、広域的な危機管理体制の強化を図ってまいります。

次に、昨年度に導入いたしました熊用箱わなに設置するＩＣＴ監視機器6基について、本年度より本格的な運用を開始いたします。これにより、わなの作動状況をリアルタイムで把握することが可能となり、わな見回り負担の軽減につながるものと期待しております。

次に、住民の皆様のご自助努力を支援する鳥獣被害防除対策事業費補助金につきましては、村長からの答弁がございましたとおり、昨年度予算の96万円から300万円と大幅に予算を拡大いたしました。これに伴い、補助内容を拡充しております。

1つ目は、補助対象者の拡大です。従来の個人農業者に加え、新たに農業法人も対象といたしました。

2つ目は、共同設置の推進です。電気柵などの侵入防止柵については耕作面積に応じた補助上限額を定めておりましたが、耕作地が隣接する2軒以上の農家が連結して設置される場合は、上限額を加算する特別措置を新設いたしました。

3つ目は、補助対象資材の追加です。これまでの侵入防止柵の購入費に加え、新たに追い払い機や小動物用の箱わなの購入費も補助対象とし、より多様な被害状況に対応できるよう見直しを行いました。

最後に、先般の新聞報道にもありまして、青森県の集落ぐるみの鳥獣対策活動支援事業において、当村の川代地区がモデル集落に選定されました。

今後は川代地区の住民の皆様、専門家、そして行政担当者が三位一体となり、地域の被害状況の正確な把握、座談会や勉強会、ワークショップを重ねながら、住民参加型の先進的な対策活動を展開してまいります。ここで得られた成果やノウハウは、将来的に村内他地区への対策にも波及させていきたいと考えております。

本年度は、増員された会計年度任用職員を中心に、これらの拡充したハード、ソフト両面の施策を迅速に取り組んでまいります。

以上、滝沢議員への答弁とさせていただきます。

○議長（横道一男君） 7番。

○7番（滝沢 仁君） ふるさと活性化公社についてですが、私も4つの団体企業に関わりを持って経営等をしております。経営というのは大変なものだと思っております。例えば、しっかりもうけられる団体でも、職員の意識がちょっと低くて困っていたり、あとはやっぱり一番大変なのは赤字出す団体、ここの職員にどうやって給料払おうかなという、そういう心配って経営者の一番の心配の種なわけです。そして、私もその職員に対してこれはどうすればいいかと、日々相談しながらやっているところです。

村長も民間企業出身なので、そのことは重々承知していると思いますし、経営もしているの分分かっていると思いますが、まずもって7年度の赤字、そこら辺も答弁で出てくるのかなと思ったけれども出てこなかったのが、赤字を出しました。大変だという気持ちがさらさら感じ

ない。普通の企業だったら、あんなことしたら、もう株主なんだか組合なんだかすごい批判を受けて、誰が責任取るんだと、そういうふうに来ると思います。それを今、また村から繰り入れたお金で赤字を埋める、もうこれそんなことをしても雪だるま式に増えていくしかない。4,000万が5,000万になる、そういう状態に今、これはそうなっているものだと思います。

そして今も、もう少し具体的に言ってほしかったんですけども、これ通告外なんで答えられる範囲でいいんですけども、バスケットコート、前にすごく反対したけれども、もう絶対やると、この議場でも、もう反対しても駄目だった。また、コテージ、これなんか反対討論を私しました。NHKの全国放送にまで出て、半年、冬の期間は雪で埋まる施設なんて、もう笑い物にされたような経緯があります。

もしこれを、ここでどういうふうに整理するのか、整理する気があるのか、また、稼働率等、答えられる範囲でいいので答えてもらいたいと思います。

あと、やっぱり企業として、せっかくみんなに美味しいと褒められる飲むヨーグルト等ありますが、普通、原価計算等するものなんです。多分、それがなされていないので、こういう状態になっている。そういうことも、今後考えていくものなんだか、その辺またお答えいただきたいと思います。

あと、鳥獣被害対策についてですが、先ほども話しましたが、また今回の定例会開会日の提案説明でも相当力を入れると、村長、提案説明していましたが、予算を見ても相当入っているみたいです。それでも多分、もしかして追いつかないのかなというのはあるんですけども、ソフト、ハードいろいろあると思います。その中でも、県のモデル事業に採択されたということは大変喜ばしいことだと思います。先ほど課長からも答弁ありましたが、そのモデル事業に採択された経緯、あとスケジュール、予算、あったら教えていただきたい。

あと、県内でも青森市内で熊が出て、商業施設の中で緊急銃猟したとかあるんですけども、ここ新郷村では緊急銃猟の制度はあるのか、そこをお答えいただきたいと思います。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（佐藤和友君） 滝沢議員の質問にお答えいたします。

まず、ふるさと活性化公社、ご指摘のとおり、なかなか、さきの答弁でも言いましたけれども、悪く言えば、極端に言うとな任せっきりだということで、まずは現状の数字をしっかりと捉えていくこと、これが必要だと思っております。

今、役場から、毎月行っていることにしているんですけども、まず具体的に言いますと、

本当に名前は公社ですけれども、本当に民間の会社としてちゃんときちんと経営を成り立たせないと、このままでいいわけはありません。そして、普通の会社だと結果を出さないとボーナスないんですね。だから、基本的なやり方から直していかなきゃならない、そう思っております。

そしてやっぱり、細かく言いますと、少人数で回るだけのマニュアル化とか、あと人件費、外注費、本当に必要な支出なのか。あとは商品の在庫を寝かせているということは、金を寝かせていると同じですから。あとはキャッシュフローの問題、きちんと現金をちゃんと稼げる、そんな会社にしていかないと、やっぱりどこの会社も金がないと潰れていますので、黒字でも、その意識をきちんと持ちながら対策を考えていかなきゃならないと思っております。

まずは、とにかく事業別に、いろんな事業が今ごっちゃになっているので、事業別にしっかりと数字を捉え、それを改善していく。場合によってはそれが本当にこれからも必要なのか、その辺も考えながらやっていって、しっかりと中身のほうを、まさに中の生産性を向上させたいですね。ちゃんと利益が、上がりが残るようにしていきたいと、そう思っております。

そのためには、もうかる仕組み、売上げをつくっていくための営業、商品開発、それも根本的に見直しかけて、しっかりと結果を出していかなければならないと、そう思っております。

次に、鳥獣被害の件でございますが、まず県の事業のほうですが、ちょっとその詳しいスケジュール等、予算、それは後ほど、私の答弁の後に担当課長から説明させていただきたいと、そう思っております。

まずは全体的なことを言いますと、私はさきに宮下知事の青森県政の講演、みんな行ってきて、県内ほとんどの首長行っていました。その中で、質問のコーナーがありまして、私はパッケージのほうには熊対策が主に出ていたものですから、新郷村は熊も大変だけれども、イノシシも本当に被害が大変だという話をして、そして知事といろいろ話しました。やはり知事が言うには、とにかく人間対鳥獣のまず闘いだと。そしてやはり人間、今までいろんな病気とかいろんな人間は闘ってきたわけで、闘うためにはやはり技術をきちんと使いましょうと。そして、新郷村は県内でも、とにかく技術を使ったり、その対策を行って結果を出してほしいと、まずは新郷村、結果を出してほしいという言葉をいただいております。

それで、我々もしっかり、今、予算に入っている、予定している事業はそれはやりますけれども、刻々と状況も変わっております。それに対して、本当に必要なことはきちんと実施できるよう、それはもうさっきも言いましたがけれども補正、まずは実施できるようにしていきたいと、そう思っております。

やはり、我々もふるさと活性化公社、そして鳥獣被害ございますが、なかなか本当に皆さんの、改善していくためには大変困難な道のりだと思っております。これにつきましては、ただし大変でもしっかりと、よい結果にしていかなきゃならないと、そう思っております。そのために、これは新郷村の将来に直結する事業、直結することありますので、ぜひ議員、議会の皆様のお力添えをこれから賜りたいと、そう思っております。これからよろしくお願いします。

○議長（横道一男君） 農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高見憲一君） 私のほうから、鳥獣被害対策の答弁をさせていただきます。

まず最初に、県のモデル事業の採択のいきさつでございますが、この事業は、県が各市町村を対象に募集した事業でございます。当村の、いわゆる鳥獣被害の対策の必要性、緊急性を強く働きかけまして手を挙げましたところ、選定されたというところでございます。

続きまして、このモデル事業のスケジュールですが、まず6月から7月にかけて被害状況の把握、分析、あと座談会、勉強会を開催いたします。8月頃ですけれども、専門家の意見を聞きながら集落点検を実施して、こういった活動が有効かを協議いたします。その上で、9月頃になると思うんですが、具体的な環境管理活動を実施いたします。その後、12月頃になるんですが、課題等を検討して、次年度の活動計画を立てて、2年目以降は集落が単独で実施するといったスケジュールを予定しております。

予算につきましては、県の予算は総額で607万4千円となっております。当村への交付額は今後示される予定です。

最後に、緊急銃猟の件なんですが、昨年、自治体の首長の判断で、住宅地で銃猟を実施できるというような法律が施行されまして、先月、八戸市で青森県初の緊急銃猟が実施されたところでございます。

法律上、当村も首長の判断で銃猟はできるんですが、その前に緊急連絡とか訓練とか、そういったもののマニュアルを策定しないことには責任問題になるものですから、実施できかねるといったこともございますので、まず緊急銃猟マニュアルを策定しているところでございます。早急に策定して、五戸町との共同で訓練を行うというような計画をしておるところでございます。

以上です。

○議長（横道一男君） 7番。

○7番（滝沢 仁君） 公社についてです。先ほどもお話ししましたが、7年度決算で

700万の赤字と。その前の年は200万の黒字が出たと。俺たちからすればそれは黒字じゃないんだけどね、こっちから持ち出ししているから。それをどうしたかと言ったら、職員に諸手当を払ったと。そんな意識の、それぐらいの意識にしかなかったのかなとすごくショックを受けております。

それ、剰余金で200万、250万くらいだったと思うんですけども、剰余金で置いて、今年は3,700万くらいでいいですよというくらいだったら、ああこれは少し頑張る気があるのかなと思うんですけども、今のままのこの状況では、相当力を入れなければ、公社の職員の意識がとても低いと言わざるを得ない。そこら辺からも改革していかなければならないんじゃないかと思っております。

その点についても答えてもらいたいし、何しろ繰出金というのは、村民の血税ですよ。これを、何年もこうやって放置してきたという、我々にも責任があるんじゃないかなと。何度も言いましたが改善されなかったと。これは議会側にも責任があるのじゃないのかなと思っているところであります。

先ほど、バスケットコートとコテージの答弁をちょっといただけませんでしたが、道の駅だって、冬は通行止めになって閉まっている。お客さん行くわけがない。普通に考えて、1年に半分しかないところで黒字にしろというのはこれは難しい話で、相当の何か変わったことというかしなければ、これは無理なんだと私は認識をしておりますけれども、ここをどういうふうに思っているのか、ここもお答えいただきたいです。

あと、鳥獣被害対策のほうですが、まずよく県の事業に手を挙げてくれました。それで採択されたというのは本当に立派だったなと思います。川代地区が選ばれたということなんですけれども、今後いろいろスケジュール等を先ほど聞いていましたが、やっていってもらいたいと。そしてこの新郷から鳥獣対策のモデル、これを発信していただきたいなと思います。

あと、緊急銃猟については早急にと言ってるんですけども、早急じゃ間に合わない。あした起きるかもしれない、今、できていなかったほうがおかしい。すぐにでも手をつけるという答弁をしてもらいたい。

あと、逆にピンチをチャンスに変えるというか、2つの質問を1つにさせていただきますけれども、駆除実施隊の皆さんと捕獲したイノシシとか熊とかになるんでしょうか。これ、それこそグリーンパークでジビエ料理として提供して客を呼ぶとか、そういう発想あるのか。例えばとか、ちょっとこの前聞いた話なんですけれども、弘前市鍛冶町、一番栄えているところで、そこではイタリアンかな、フレンチかな、アライグマまでジビエ料理として出して、

すごく人気があって、それなりにコスパも高そうですけれども、また行きたいというお客さんも相当いるそうです。そういうのをチャンスと捉えて向かっていけば、これ両方の問題も解決していくこともあり得ると思っておりますが、その辺も答弁お願いいたします。

○議長（横道一男君） 村長。

○村長（佐藤和友君） ただいまの滝沢議員のご質問にお答えいたします。

まず、ふるさと活性化公社の件ですが、今、剰余金の話も出ていますし、もともとその時点でそれをきちんと把握して、最終的な判断した方がいらっしゃると思うので、多分その判断はそのときの判断だと思いますが、今の状況を見ると、それはもう大変な誤りだと私は思います。

もう一つ、先ほど質問にありましたバスケットコートの使用なんですけれども、年間で令和6年で73件、それで令和7年で42件です。令和7年は国道が大雨により崩落したというのがある、客数等もまず減っておりますので、単純な比較はできないと思いますが、ただ数字だけ見ると年間で73件で、議員おっしゃるとおり、経費は1年かかるんです。売場の在庫だって、ちょっと細かく見ないと分かんないですけども、半年寝るわけですよ、手をつけないと。そういう在庫感覚とか利益感覚とか、しっかりとした経費感覚とか、それやっぱ今のところそこから改革していかないと、はっきり言って駄目な状態、いい結果は出ないので、その辺を、まず大きく言いますと業務改革、これを進めていく。細かいことはいっぱいあります。これから業務改革を進めていきたいと、そう思っております。

あと、コテージは令和3年7月から11月までで88件、そして令和4年が140件ぐらいになっているんですけども、これが令和7年で95件、これも道路の影響もあって、単純に比較はできないと思いますが、これも同じことで、稼働は半年ということです。

これも含めて、ふるさと活性化公社はこれから業務改革を進めていきたいと、そう思っております。ただ、本当に我々だけだと至らない点も多いので、議員の皆さんもしっかり協力いただければと、そう思っております。

そしてもう一つ、緊急銃猟の件。これもご指摘のとおり、もうどこでも始まっておりまして、この前は田子町でも緊急銃猟の訓練行っております。田子のほうには新郷村からも1人参加させております。実際、本当に急がなきゃならないと思っております。新郷村は、もう民家のすぐ裏が自然なので、本当に熊もできればすぐ立ち去ってくればよいとは思いますが、でも今年、何が起きるか分かりません。きちんとそれに備えなければならない。これも緊急を要すると思っておりますので、ここはしっかりと進めていきます。

ジビエのことですが、やはり捕れば捕れるほどそれをどうするかという話になりますし、

イノシシに関しては、やっぱり最終的にはジビエまでいければ、可能性としてジビエまで考えてはおります。やはりそれに関して、例えばいろんな使っていない建物を改造してとか、いろんな情報もあります。そして、やっぱり運営もしていかなければならないし、また、できればそれがきちんと管理されて商品となって、対外的に売るまではいかなくても、まずは小さく始めて、例えば新郷村のラーメン屋さんでイノシシチャーシューを作って、それ名物にするとか、それでやっぱり皆さんの観光とジビエをしっかりくっつけると。観光イコール、やはり新郷村は本当にそれは大事なことなので、そういうことも日々考えております。可能性としてはなしではありません。ただ、これからいろいろ情報を取って具体的に進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（横道一男君） 以上で、滝沢仁君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（横道一男君） これで本日の議事日程は終了しました。

来る5日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時50分）

第 3 日 (6 月 5 日)

令和 8 年第 2 回新郷村議会定例会

令和 8 年 6 月 5 日（金曜日）午前 10 時 00 分開議

議事日程（第 3 号）

- 日程第 1 議案第 30 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「令和 7 年度新郷村一般会計補正予算（第 10 号）」
- 日程第 2 議案第 31 号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
「令和 7 年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第 5 号）」
- 日程第 3 議案第 32 号 新郷村火入れに関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第 33 号 新郷村税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第 34 号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 35 号 新郷村介護保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 36 号 令和 8 年度新郷村一般会計補正予算（第 1 号）案について
- 日程第 8 議案第 37 号 令和 8 年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）案について
- 日程第 9 議案第 38 号 令和 8 年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）案について
- 日程第 10 議案第 39 号（村長提出・提案理由説明）
- 日程第 11 議案第 39 号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 12 委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程第 3 号に同じ

出席議員（6 名）

2 番	佐藤泰司君	3 番	稲葉嘉浩君
4 番	才神幸男君	5 番	横道一男君
7 番	滝沢仁君	8 番	福山恵一郎君

欠席議員（１名）

6 番 村 岡 和 俊 君

地方自治法第 1 2 1 条の規定による者の職氏名

村 長	佐 藤 和 友 君	副 村 長	横 田 堅 悦 君
教 育 長	今 井 裕 一 君	総 務 課 長	横 道 敏 克 君
会 計 管 理 者	中鶴間 淳 子 君	企 画 商 工 長	松 原 健 夫 君
農 林 課 長 兼農業委員会 事務局 長	高 見 憲 一 君	建 設 課 長	福 山 鋼 蔵 君
税 務 課 長	前 山 艶 子 君	住 民 課 長	平 葭 美 幸 君
厚 生 課 長	保土沢 京 子 君	診療所事務長	長 峯 満 君
教 育 委 員 会 長 総 務 課 長	横 沢 幸 治 君		

職務のため出席した者の氏名

議 事 務 局 会 長	福 山 徹 君	主 幹	山 岸 夏 海 君
-------------	---------	-----	-----------

◎開議の宣告

○議長（横道一男君） おはようございます。

定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

（午前１０時００分）

◎議案第３０号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第１、議案第３０号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「令和７年度新郷村一般会計補正予算（第１０号）」を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第３０号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第３０号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３０号は承認することに決定いたしました。

◎議案第３１号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第２、議案第３１号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて「令和７年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第５号）」を議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第３１号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第３１号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３１号は承認することに決定しました。

◎議案第３２号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第３、議案第３２号 新郷村火入れに関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第３２号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第３２号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３２号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３３号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第４、議案第３３号 新郷村税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第３３号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第３３号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３３号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３４号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第５、議案第３４号 新郷村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第34号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第6、議案第35号 新郷村介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 討論なしと認めます。

これから議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第35号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(横道一男君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○議長(横道一男君) 日程第7、議案第36号 令和8年度新郷村一般会計補正予算(第1号)案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第３６号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第３６号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３７号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第８、議案第３７号 令和８年度新郷村国民健康保険特別会計補正予算（第１号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第３７号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第３７号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３７号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３８号の質疑、討論、採決

○議長（横道一男君） 日程第９、議案第３８号 令和８年度新郷村介護保険特別会計補正予算（第１号）案についてを議題といたします。

これから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 討論なしと認めます。

これから議案第３８号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第３８号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３８号は原案のとおり可決されました。

◎議案第３９号の上程、説明

○議長（横道一男君） 日程第１０、議案第３９号を上程いたします。

村長から提案理由の説明を求めます。

村長。

○村長（佐藤和友君） おはようございます。

追加提案いたしました議案１件についてご説明申し上げます。

議案第３９号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、現委員の任期が令和８年６月２１日をもって満了するので、後任の委員の選任について同意を求めるため、提案するものでございます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおりご承認、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

令和８年６月５日、新郷村長、佐藤和友。

◎議案第３９号の採決

○議長（横道一男君） 日程第１１、議案第３９号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

よって、議案第３９号 新郷村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

◎委員会の閉会中の継続調査について

○議長（横道一男君） 日程第１２、委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

総務常任委員長から、総務、厚生、財政、教育及びこれらに関する事項の調査、産業建設常任委員長から、農林、商工、公有林野、土木、建築及びこれらに関する事項の調査、議会運営委員長から、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項の調査について、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（横道一男君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

本定例会に付議された事件は全て終了しました。

これで本日の会議を終了します。

（午前１０時１３分）

◎村長挨拶

○議長（横道一男君） 村長よりご挨拶があります。

村長。

○村長（佐藤和友君） 提案いたしました議案全てご承認いただき、ありがとうございました。

これから農作業は本格化、あとは国道４５４号も片道通行は残るものの、十和田湖、秋田、津軽への道も開通しまして、交通量も増加します。そして、観光客もこれから増加します。新郷村も活気が戻ってくると、そう思っております。

日々環境は大きく変化しており、多くの課題がございますが、まずは一つ一つ解決が必要で、村のより一層の世界一ウェルビーイングな村を目指して、オール新郷で取り組んでまいりたいと、そういうことが大事だと思っております。そのためには、やはり皆さんのお力添えを賜りますよう、何とぞよろしくお願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（横道一男君） 令和８年第２回新郷村議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前１０時１４分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 9 月 1 0 日

議 長 横道 一男

署 名 議 員 滝沢 仁

署 名 議 員 佐藤 泰司